

## 国際交流事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市国際交流協会（以下「協会」という。）は、協会に登録されている国際交流関係団体等が行う協会の目的に合致する国際交流事業を支援するため、予算の範囲内において、当該事業に対し助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象及び助成率（額）)

第2条

(1) 助成の対象

静岡市内又は姉妹都市（オマハ市・ストックトン市・カンヌ市、シェルビービル市）や友好都市（フェエ市）において行う国際交流事業で協会の目的に合致する事業に要する経費

(2) 助成率（額）

前号に掲げる経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。また、助成額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業実施計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

(2) 提出期限

原則として年度当初より、事業実施日の2ヶ月前までとする。

(交付の条件)

第4条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ協会会長の承認を受けなければならないこと。

ア 助成事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

イ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 助成事業は、協会との共催名義とし、広報等を実施する場合において、印刷物、掲示物等に協会との共催事業であることを明記すること。

(実績報告及び請求)

第5条

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第4号）

イ 事業実施報告書（様式第5号）

ウ 収支決算書（様式第6号）

エ 請求書（様式第7号）

オ 支出領収書（様式第8号）

カ その他（チラシ、パンフレット、案内状、写真等）

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 国際交流事業助成金交付要綱補則

### 1 助成対象

- (1) 静岡市国際交流協会（以下「協会」という。）の法人会員又は団体会員であること。
- (2) 団体の構成員のうち5人以上が協会の個人会員であること。

### 2 助成対象事業

- (1) 国際交流事業であり、協会の目的に合致するものであると認められること。
- (2) 事業は静岡市内又は姉妹都市（オマハ市・ストックトン市・カンヌ市、シェルビービル市）や友好都市（フエ市）において行われるものであること。
- (3) 団体の構成員内部を対象とした事業でなく、広く市民を対象としたものであること。
- (4) 営利を目的としたものでないこと。
- (5) 特定の政党、政治団体の利害に関係しない事業であること。
- (6) 特定の宗教、宗教団体の利害に関係しない事業であること。
- (7) 複数の団体の共催事業の場合は、1事業として取り扱い、助成申請は1回とすること。

### 3 助成回数

1団体につき、1年度に1事業までとする。

### 4 助成対象除外経費

- (1) 飲食に要する経費  
飲食費は、本来受益者負担であると考えられるため、助成の対象から除外する。ただし、講師の飲食費については、この限りでない。
- (2) ホームステイ事業に要する経費
- (3) 他団体への寄附
- (4) 他の団体等から助成を受けた場合の助成金相当額
- (5) その他参加者の交通費等個人の利益と考えられる経費
- (6) 経費合計額に対する助成金の割合が少ない事業  
助成金額が経費合計の5パーセント未満のものは、事業として自立可能と考える。

### 5 その他

当該助成対象事業は、原則として協会との共催事業とし、必要に応じて広報等を実施するが、役割分担は協会と協議して実施するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。